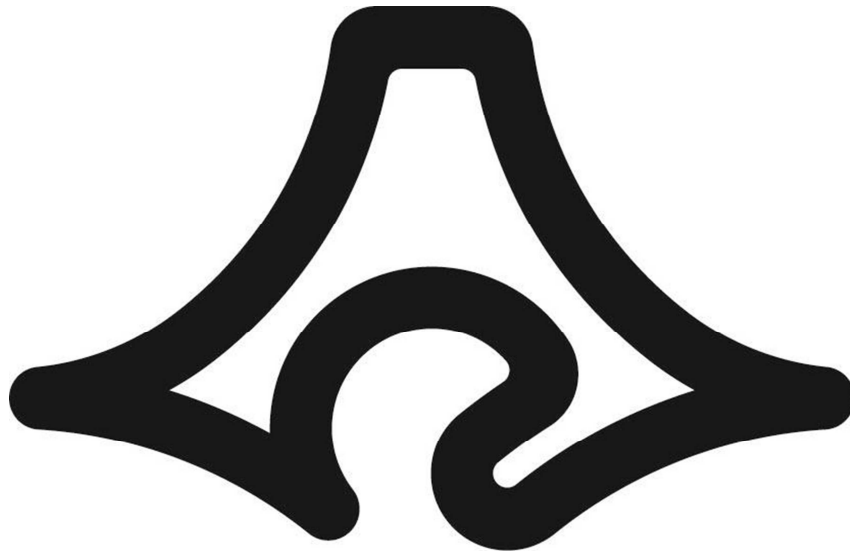


移送費・生血代の手引き

(保険者担当用)



令和7年3月版

静岡県健康福祉部 健康局 国民健康保険課

*既存の通知等を整理して、保険者業務でよく使う部分を掲載しました。
改正改定に注意して使用してください。

使用上の注意

- この手引きは、療養費の適正な支給への取組みの一環として、各保険者の支給手続実務の参考に取りまとめたものである。**令和7年2月28日**までの算定基準等を整理したものであるため、保険者は今後の改定状況に留意していただきたい。

- 作成に当たっては、国からの通知を基にして保険者からの意見等を参考としているが、実際に利用していく中で生じた疑義、追加を希望する情報や訂正等の意見・要望等については、随時静岡県国民健康保険課までスターオフィス等により連絡をお願いしたい。

目 次

◆ 1	移送費の概要	1 頁
	(1) 支給対象		
	(2) 支給額		
	(3) 支給手続き		
◆ 2	関係法令等（移送費）	4 頁
◆ 3	生血代の支給基準	9 頁
◆ 4	関係通知（生血代）	10 頁

◆ 1 移送費の概要

移送に係る経費については、負傷、疾病等により移動が困難な患者が、**医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合**に、その経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にするとの考え方から、平成6年10月1日より移送費として現金により支給することとされた。

(1) 支給対象

保険者は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

- ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- ②移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。
- ③緊急その他やむを得なかったこと。

[国民健康保険法施行規則（抄）第27条の10]

支給可能な事例	<ul style="list-style-type: none">・負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送された場合。・離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療施設では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合。・移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の施設等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合。
の支給不可事例	<ul style="list-style-type: none">・単に通院のため交通機関を利用した場合。・長期療養中等の患者が、郷里に帰りたいために転院する場合。 <p style="text-align: right;">など</p>

[平成6年9月9日保険発第119号・庁保険発第9号]

[国民健康保険質疑応答集第5節の4]

(2) 支給額

移送費の支給額は、以下の基準等により算定される。

- ①経路については、**必要な医療を行える最寄りの医療機関まで**、その傷病の状態に応じ**最も経済的な経路で算定**する。
- ②運賃については、その傷病の程度に応じ**最も経済的な交通機関の運賃で算定**する。
- ③医師、看護師等付添人については、**医学的管理が必要であったと医師が判断**する場合に限り、**原則として一人までの交通費**を算定する。
- ④**天災等やむを得ない事情**により、上記のような取扱いが困難である場合には、**現に要した費用を限度として例外的な取扱いも認められる**。

[平成6年9月9日保険発第119号・庁保険発第9号]

支給の対象となる費用は以下のとおり。

項目	給付割合	復路	留意事項
患者の移送にかかる費用	10割	×	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、汽車、電車等の交通機関を利用した場合はその運賃、また人夫を雇って担架で運んだときは、その人夫の賃金、手当、宿泊料等の費用が支給の対象となる。 入院に必要な寝具そのほか身の回り品の運送、付添人の同乗に要する費用は支給対象外。
付添医師等の交通費	10割	○	<ul style="list-style-type: none"> 原則1人までの交通費を算定する。 移送費の支給が認められる医師、看護師等の付添人による医学的管理料について、患者がその医学的管理等に要する費用を支払った場合にあっては、現に要した費用の額の範囲内で、移送費とは別に、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、療養費の支給を行うことができる。
臓器等の搬送にかかる費用 臓器等採取を行う医師の派遣にかかる費用	一部負担金相当額を控除した額	○	<ul style="list-style-type: none"> 療養費として支給し、その額は移送費の算定方法により算定する。 2名までの交通費の算定を標準とする。ただし、臓器摘出の際、医師の他、看護師や技師等がチームとして臓器の摘出のために医師と共に派遣される場合は、3名以上の移送費を支給することも可能である。（この際、被保険者に対して、派遣される医師等が必要である理由が記載された医師の意見書等を求めて差し支えない。） 臓器等の搬送のために運送会社を利用した場合の配送料については、最も経済的な通常の経路及び方法によるものである限り、支給対象となる。 臓器等採取を行う医師の宿泊費や食費等は支給対象外。

[国民健康保険質疑応答集第5節の4]

[平成29年12月22日厚生労働省保険局保険課事務連絡]

(3) 支給手続き

申請に係る提出書類は以下のとおり。

提出書類	記載事項
療養費支給申請書	<ul style="list-style-type: none">・ 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号・ 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日・ 移送経路、移送方法及び移送年月日・ 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所・ 移送に要した費用の額・ 被保険者記号・番号
医師（又は歯科医師）の意見書	<ul style="list-style-type: none">・ 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由）・ 移送経路、移送方法及び移送年月日
移送に要した費用の額の証拠書類	—

[国民健康保険法施行規則（抄）第27条の10]

◆ 2 関係法令等（移送費）

(1) 国民健康保険法（抄）

（移送費）

第五十四条の四 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

(2) 国民健康保険法施行規則（抄）

（移送費の額）

第二十七条の九 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。

（移送費の支給要件）

第二十七条の十 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

- 一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- 二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。
- 三 緊急その他やむを得なかつたこと。

（移送費の支給申請）

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- 一 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- 三 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 四 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所
- 五 移送に要した費用の額
- 六 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第五号の事実を証する書類を添付しなければならない。

- 一 移送を必要と認めた理由（付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由）
- 二 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

事務連絡
平成29年12月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

臓器移植に係る療養費及び移送費の取扱いに係るQ&Aの送付について

医療保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法（大正11年法律第70号）第87条、船員保険法（昭和14年法律第73号）第64条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第77条に基づく療養費の支給並びに健康保険法第97条、船員保険法第68条、国民健康保険法第54条の4及び高齢者の医療の確保に関する法律第83条に基づく移送費の支給について、各保険者においては適切な審査・支払の実施に努めていただいているところです。

この度、本日付けで「臓器移植に係る海外療養費の取扱いについて」（保保発1222第2号、保国発1222第1号、保高発1222第1号）（以下「平成29年12月22日付け通知」という。）が発出されたところですが、国内における療養費や移送費の取扱いについても疑義が生じていたことから、今般、別紙のとおり「臓器移植に係る療養費及び移送費の取扱いに係るQ&A」を作成しましたので、その内容を御了知の上、今後の業務のご参考としていただきますようお願いいたします（既に決定した支給額を、このQ&Aに沿って遡って訂正することを求めるものではありません。）。なお、本事務連絡の取扱いについては、健康局難病対策課移植医療対策推進室と調整済みであることを申し伝えます。

(国内における臓器等移植について)

Q 1 一般の移送費の支給と同様に、国内での臓器移植を受ける患者が、療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費の支給を行うこととなるのか。

(A)

平成6年9月9日付け通知の「健康保険の移送費の支給の取扱いについて」（保険発第119号、庁保険発第9号）（以下「平成6年通知」という。）において、移送費が支給される場合について例示されている。これによると、国内で臓器移植を受ける患者においても、例えば、「移動困難な患者であって、患者の症状から見て、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合」には、移送費を支給することが必要となる。

Q 2 一般的に、移送費として算定する金額について、移送される患者においては往路だけでなく復路も支給対象となり得るのか。医師、看護師等付添人についても同様か。また、臓器等の採取を行う医師の派遣に要した費用や臓器等を搬送した場合における搬送に要した費用についても同様か。

(A)

平成6年通知に記載される移送費の支給額において、「経路については、必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な経路で算定すること。」とされているため、移送される患者については往路のみが支給対象である。

一方、①移送される際、医学的管理が必要であると医師が判断した患者に対する医師、看護師等の付添、②臓器等採取のための医師の派遣及び③臓器等の搬送については、医師、看護師等が関係施設間で行き来を行うことが必要となることから、往復の交通費が対象となる。ただし、上記3点における復路については、最も経済的な経路で算定すること。

Q 3 移送費における医師、看護師等付添人については、医学的管理が必要であったと医師が判断する場合に限り、原則として一人までの交通費を算定することになっているが、療養費として支給する臓器採取を行う医師の派遣に要した費用についても同様の理解で良いか。

一般的に、臓器の採取のための医師派遣は複数名のチームで行われるため、臓器の採取を行う医師の派遣に要した費用は2名までの交通費の算定を標準とすること。（ただし、臓器の摘出の際、医師の他、看護師や技師等がチームとして臓器の摘出のために医師と共に派遣される場合は、3名以上の移送費を支給することも可能である。この際、被保険者に対して、派遣される医師等が必要である理由が記載された医師の意見書等を求めて差し支えない。）

Q 4 療養費として支給する臓器の搬送に要した費用についても、臓器採取を行う医師の派遣に要した費用（Q3）と同様の理解で良いか。

臓器採取を行う医師の派遣に要した費用同様、臓器の搬送に要した費用についても、2名までの交通費の算定を標準とすること。（ただし、3名以上で、臓器の搬送が行われることもあるので、その場合には、3名以上の交通費の算定を行うことも可能である。この際、被保険者に対し、臓器の搬送について理由が記載された医師の意見書等を求めて差し支えない。）。

Q 5 療養費として支給する臓器等採取を行う医師の派遣や臓器等の搬送にかかる費用について、宿泊費や食費、運送会社を利用した場合の配送料は療養費の支給対象か。

(A)

医師、看護師等については、交通費を支給するものであるから、宿泊費や食費等は療養費の支給対象とならない。また、運送会社を利用した場合の配送料については、最も経済的な通常の経路及び方法によるものである限り、支給対象となる。

Q 6 臓器等採取を行う医師の派遣に要した費用や臓器等を搬送した場合における搬送に要した費用については、「療養費として支給し、それらの額は移送費の算定方法により算定する」とこととされているため、あくまで療養費として支給するものと解して差し支えないか。

(A)

差し支えない。医師の派遣や臓器の搬送に要した費用については、あくまで療養費として、その費用を移送費の算定方法により算定し、その額に健康保険法（大正11年法律第70号）第74条第1項各号、船員保険法第55条第1項各号、国民健康保険法第42条第1項各号及び高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、自己負担割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定めること。

(以下略)

過去の Q&A

質問	回答
<p>「通信費（職員を遠隔地まで派遣する際に、職員に支給する手当）」は支給対象か。</p>	<p>療養費として支給できるのはあくまで医師（看護師）の交通費であり、派遣に際して職員に支給する手当等については支給対象外。（平成6年9月9日保険発第119号・庁保険発第9号）</p>
<p>医師が遠方に派遣されており、手術の日程が午前中であったため宿泊が必要だったとのこと。国通知（平成29年12月22日付け 事務連絡 Q5）では宿泊費は支給対象外とされているが本件のような場合はやむを得ない場合として支給してよいか。</p>	<p>国通知では、やむを得ない場合は支給可との記載はない。また、臓器移植に係る臓器の搬送では、医師が遠方に派遣されることはよくあるが、その場合でも宿泊費は支給対象とならない。</p>
<p>心移植について、提供される心臓の搬送にかかる費用の支給は、『社会保険研究所「療養費の支給基準」【同種死体腎移植について】』と同様に取扱って良いのか。</p>	<p>心移植のための医師の派遣に要した費用及び臓器の搬送に要した費用については、【同種死体腎移植について】と同様に取扱っていただければ良い。 ※「医科点数表」K780 同種死体腎移植術、K605 移植用心採取術を参考にしてください</p>

※これらは過去の事例に関する Q&A です。すべての事例にあてはまらない場合もありますのでご了承ください。

◆ 3 生血代の支給基準

輸血用血液製剤については平成2年に有償採血が完全廃止され、現在では保存血及び輸血料ともに現物給付となっているため、生血代が療養費支給の対象となる例はほとんどないが、該当の事例が生じた際には関係通知等に基づき適切に御対応いただきたい。

①支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸血のために生血を求めた場合の生血代は、療養費の支給対象となる。 ○ 近辺から血液が得られないため、やむを得ず遠方から血液を取り寄せた場合に要した移送費（旅費）、運送費は、それらの費用を血液代に含めた額を療養費として支給して差し支えない。 ○ 血液を保存するために氷等を利用した場合の氷代等は、療養費の支給対象にならない。 ○ 親子、夫婦、兄弟等親族の者が自ら血液を提供したようなときは、療養費を支給することは妥当とは認められない。 				
②支給額 (保存血の価格)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生血代の価格については、地方の事情によって相違するので各都道府県ごとに一般に妥当と認められる価格を定めている。 <p style="margin-left: 40px;">輸血用血液製剤の薬価（令和6年4月現在）</p> <p style="margin-left: 40px;">赤血球液-LR「日赤」（人赤血球液）</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">血液 200ml に由来する赤血球量 1 袋</td> <td style="text-align: right;">8,597 円</td> </tr> <tr> <td>血液 400ml に由来する赤血球量 1 袋</td> <td style="text-align: right;">17,194 円</td> </tr> </table>	血液 200ml に由来する赤血球量 1 袋	8,597 円	血液 400ml に由来する赤血球量 1 袋	17,194 円
血液 200ml に由来する赤血球量 1 袋	8,597 円				
血液 400ml に由来する赤血球量 1 袋	17,194 円				
③支給手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養費支給申請書には、証拠書類として生血を求めた相手方の領収書の添付が必要である。 				

◆ 4 関係通知（生血代）

○ 療養費の支給について

（昭和 24 年 5 月 24 日付け保文発第 924 号）

親子、夫婦、兄弟等親族の者が自ら血液を提供したようなときは、療養費を支給することは妥当とは認められない。

○ 生血液代の基準について

（昭和 25 年 3 月 15 日付け保険発第 39 号）

血液の価格は、地方の事情により相違がある。従って各府県の最も妥当と認められる額による。

（昭和 25 年 11 月 7 日付け保険発第 225 号）

血液代は一般に妥当と認められる実費について療養費払とする。

○ 血液の移送に要した費用について

（昭和 30 年 2 月 10 日付け保険発第 28 号）

一般に血液提供業者に移送費を要した場合、その事由が絶対的なものであれば移送費を加えて、療養費払いとするのもやむをえない。

（昭和 31 年 5 月 22 日付け保険発第 81 号）

人血及び保存血の別を問わず特に血液が得られなくて、移送費（旅費）もしくは運賃を要した場合は、その事由が絶対的なものであれば血液代に含めることもやむを得ないが、保存のために要した氷代等を血液代に含めることは認められない。

〈追補〉

年 月	内 容
令和2年9月版	初版作成
令和5年2月版	国民健康保険法施行規則の改正内容を反映
令和7年3月版	国民健康保険法施行規則の改正内容を反映 輸血用血液製剤の薬価を更新